

令和7年度 公益財団法人みずほ農場教育財団 奨学生募集要項

公益財団法人みずほ農場教育財団では、優良な児童、生徒、学生等でありながら、経済的な理由で修学が困難な方に奨学金を給付し有為な人材を育成することを目的として、令和7年度奨学生を下記により募集します。

1 受給資格

以下の要件をすべて満たしている方

- (1) ひとり親家庭である母子家庭、父子家庭の方
- (2) 下記の学校に入学または在学する方で、全履修科目について5段階評価の平均が下記以上の方
 - ア 小・中学校（学習塾または通信教育利用者） 小学校 3.0 以上・中学校 4.0 以上
 - イ 高等学校 …………… 4.5 以上
 - ウ 高等専門学校 …………… 4.5 以上
 - エ 専修学校高等課程 …………… 4.5 以上
 - オ 専門学校（専修学校専門課程）… 4.5 以上
 - カ 大学（短期大学を含む）………… 4.5 以上
- (3) 学業が優れていて、品行方正な方
- (4) 経済的理由により修学が困難な方
- (5) 保護者の年収が 300 万円以下（大学は 400 万円以下）の方

※ 他団体等から奨学資金の給付、貸与を受けていても可ですが、既受給奨学金または併願奨学金が併給を認めない場合は不可とする。

2 募集概要

(1) 募集人員、給付額及び給付期間

在学する学校			給付額 (月額)	募集人員	給付期間
小・中学校(学習塾または通信教育利用者のみ)			15,000 円	80 名程度 (専門以上は 若干名)	1 年間、更新可能
高等学校(専修学校高等課程を含む)					30,000 円
高等専門学校	1～3 年課程				
	4 年課程以上の募集は 4 年 次に限定				
専門学校(専修学校専門課程)		募集は 1 年次 に限定			
短期大学					
大学					

(2) 募集期間

【一次選考】 令和7年3月1日～4月20日（公式ウェブサイトより応募）

【二次選考】 令和7年5月10日～5月31日必着（一次選考に通過した方のみ応募）

3 応募方法

この奨学金を申込む場合は、「受給希望者」と「申込人」及び生計を一にする家計支持者の方の情報が必要となります。「受給希望者」とは、奨学金を受けて勉強したいと考えている児童、生徒または学生をいい、奨学金の申込みの主体となる方が「申込人」となります。申込人となれるのは受給希望者の保護者（満20歳以上）

となります。

本奨学金は「給付型奨学金」です。原則として奨学金を返還する義務はありません。ただし、虚偽の申告、各種義務の不履行、学業成績、生活状況の著しい変化等があり、奨学金の給付を打ち切られ、それが悪質と認められる場合は、返還を求めることがあります。申込みにあたり連帯保証人は不要です。

(1) 一次選考応募

公式ウェブサイト www.mizuho-ef.or.jp から応募ください。

4月30日～5月10日頃までに選考結果の採否通知メールを送信します。

(2) 二次選考応募

一次選考に通過した方が対象です。

二次選考の応募は、公式ウェブサイト www.mizuho-ef.or.jp から申請様式を印刷してください。

必要事項を記入の上、下表を参考に関係書類を添付し郵送してください。

提出書類 ※注意事項については一次選考後ウェブサイトに掲載します。	
1	奨学金給付申請書（様式第1号）
2	奨学生推薦調書（様式第2号）※令和7年度4月時点で高校1年生以上の方 通知表のコピー ※令和7年度4月時点で中学3年生以下の方
3	戸籍謄本（原本）
4	誓約書（様式第3号）
5	保護者の令和6年分の収入額がわかるもののコピー
6	在学証明書 ※令和7年度4月時点で高校1年生以上の方
7	奨学金の使途がわかる資料のコピー
8	保護者の納税証明書（原本）

※書類を提出する前に必ずお読みください。

- ・審査の結果不採用となる場合があります。予めご了承ください。
- ・提出書類の不足や記入漏れがある場合は、書類不備として受け付けできません。
- ・申込対象とするのは、締切日までに当財団に届いた書類のみです。これ以降に届いた書類は、受け付けませんので開封せず返却いたします。
- ・黒のボールペンで記入してください。修正液・鉛筆・消せるボールペンは使用しないでください。

4 奨学生の決定

7月中旬に審査結果を通知します。

5 奨学金の振込みについて

奨学生の採用の通知がありましたら、振込口座を連絡してください。決定した奨学金は、年4回に分け、3か月分をまとめて給付します。

対象月	給付月	備考
4～6月分	4月	新規採用者は、7月に 4～9月分を給付
7～9月分	7月	
10～12月分	10月	
1～3月分	1月	

6 成績等の報告

毎年3月下旬までに、奨学生現況届等と在籍学校発行の前年度の成績証明書または通知表のコピーを提出してください。卒業または修了にあたっては、卒業証明書または修了証明書のコピーを提出してください。

7 給付決定後の届出

在籍校を転学・休学・復学・退学等をした場合や、受給希望者や申込人の氏名や住所に変更があった場合には届出が必要です。当財団まで必ずご連絡ください。

8 給付の打ち切り

奨学生が下記のいずれかに該当すると認められたときは、給付期間中においても、奨学金の給付が停止または打ち切りとなります。

- (1) 停学または退学処分を受けた場合
- (2) 虚偽申請があった場合
- (3) 給付規程第2条の給付資格を喪失した場合
- (4) 給付規程第8条または第9条に定めた届出の履行を故意に怠った場合
- (5) 給付規程第14条に定めた事項に該当する場合

9 奨学金の返還

給付規程第13条第1項、第2項または第3項に該当する場合には、奨学金を返還していただきます。

10 問合せ・提出先

公益財団法人みずほ農場教育財団 事務局

公式ウェブサイト www.mizuho-ef.or.jp 「お問い合わせ」ページからお問い合わせください。

郵送の際は、下記の宛先を記入いただくか、点線部分を切り取って封筒にお貼りください。

また、封筒には一次選考応募時の受付番号（Rから始まる6ケタの番号）を必ず記入してください。

申請書の送付は、直接ご家庭からでも、学校から複数まとめてお送りいただいても受け付け致します。

この部分を切り取って封筒にお貼りください。

〒319-2213

茨城県常陸大宮市小祝 1535 番地

公益財団法人みずほ農場教育財団

奨学金新規申込係

受付番号 R _____
R _____